

# 「所得額・控除額について」 (令和7年度)

※ この説明書は、収入が給与収入及び年金収入のみの方を想定して作成しています。

※ 申告書をお持ちの方で所得がない人は、住所・氏名・生年月日・電話番号・個人番号等を記入し、2. 所得金額の合計欄⑫に0と記入し、5. 収入がなかった方等の記載欄を記入して提出してください。

<給与所得の速算表>

給与収入額	給与所得額				
550,999円まで	0円				
551,000円～1,618,999円	給与収入-550,000円				
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円				
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円				
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円				
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円				
1,628,000円～1,799,999円	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">                     収入金額÷4                      (千円未満切捨て)                      【算出金額：A】                 </td> <td>A×2.4+100,000円</td> </tr> <tr> <td>A×2.8-80,000円</td> </tr> <tr> <td>A×3.2-440,000円</td> </tr> </table>	収入金額÷4 (千円未満切捨て) 【算出金額：A】	A×2.4+100,000円	A×2.8-80,000円	A×3.2-440,000円
収入金額÷4 (千円未満切捨て) 【算出金額：A】			A×2.4+100,000円		
			A×2.8-80,000円		
	A×3.2-440,000円				
1,800,000円～3,599,999円					
3,600,000円～6,599,999円					
6,600,000円～8,499,999円	給与収入×0.9-1,100,000円				
※8,500,000円以上	給与収入-1,950,000円				

※給与収入が850万円を超える場合、次のいずれかの要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得から差し引く

- ・本人が特別障害者に該当する
- ・22歳以下の扶養親族を有する
- ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

所得金額調整控除 = (給与収入額-850万円) × 0.1  
 \*給与収入1,000万円超の場合は1,000万円計算

<公的年金等に係る雑所得の速算表>

・65歳未満 (昭和35年1月2日以後生まれ)

公的年金等の収入額	公的年金等雑所得の金額		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1,300,000円未満	収入金額 -600,000円	収入金額 -500,000円	収入金額 -400,000円
1,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75 -275,000円	収入金額×0.75 -175,000円	収入金額×0.75 -75,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85 -685,000円	収入金額×0.85 -585,000円	収入金額×0.85 -485,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95 -1,455,000円	収入金額×0.95 -1,355,000円	収入金額×0.95 -1,255,000円
10,000,000円以上	収入金額 -1,955,000円	収入金額 -1,855,000円	収入金額 -1,755,000円

・65歳以上 (昭和35年1月1日以前生まれ)

公的年金等の収入額	公的年金等雑所得の金額		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
3,300,000円未満	収入金額 -1,100,000円	収入金額 -1,000,000円	収入金額 -900,000円
3,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75 -275,000円	収入金額×0.75 -175,000円	収入金額×0.75 -75,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85 -685,000円	収入金額×0.85 -585,000円	収入金額×0.85 -485,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95 -1,455,000円	収入金額×0.95 -1,355,000円	収入金額×0.95 -1,255,000円
10,000,000円以上	収入金額 -1,955,000円	収入金額 -1,855,000円	収入金額 -1,755,000円

※ 給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に所得調整控除として給与所得の金額から差し引く

所得金額調整控除 = (給与所得+公的年金等雑所得) - 10万円  
 \*給与所得及び公的年金雑所得が10万円を超える場合は10万円

## 控除額の計算について

所得税ではなく市県民税の控除額を記載しています。

### ○社会保険料控除

支払った国民健康保険料、健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などの金額及び給与、年金から天引きされる社会保険料の合計額

### ○生命保険料控除

	支払保険料	控除額
新 契 約	12,000円以下	全額
	12,001円～32,000円	支払保険料×0.5+6,000円
	32,001円～56,000円	支払保険料×0.25+14,000円
	56,001円以上	28,000円
旧 契 約	15,000円以下	全額
	15,001円～40,000円	支払保険料×0.5+7,500円
	40,001円～70,000円	支払保険料×0.25+17,500円
	70,001円以上	35,000円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)		

### ○地震保険料控除

	支払保険料	控除額
	①地震保険料	支払保険料×0.5 (最高25,000円)
②長期損害 保険料	5,000円以下	支払保険料
	5,001円～15,000円	支払保険料×0.5+2,500円
	15,001円以上	一律に10,000円
支払った保険料が地震保険料と長期損害保険料との両方である場合		①と②の合計金額 (最高25,000円)

### ○寡婦控除・ひとり親控除

	配偶者との関係	死別	離別	未婚
本 人 女 性	扶養親族 「子」あり	ひとり親 30万円		
	扶養親族 「子以外」あり	寡婦 26万円		—
	扶養親族 なし	寡婦 26万円	—	
本 人 男 性	扶養親族 「子」あり	ひとり親 30万円		
	扶養親族 「子以外」あり	—		
	扶養親族 なし	—		

※合計所得金額が500万円以下の人に限る

### ○障害者控除

一般障害者	26万円
特別障害者	30万円
同居特別障害者	53万円

主な障害者の範囲

- ・ 障害者手帳(身体、知的、精神)の交付を受けている人  
(身体1級か2級、精神1級、療育Aの場合は特別障害者)
- ・ その他(障害等の認定を受けている方)

### ○配偶者控除

納税義務者本人の合計所得	配偶者控除額	老人配偶者控除額 (配偶者の年齢が70歳以上)
900万円以下	33万円	38万円
900万円超950万円以下	22万円	26万円
950万円超1000万円以下	11万円	13万円

### ○配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
480,001円 ～ 1,000,000円	33万円	22万円	11万円
1,000,001円 ～ 1,050,000円	31万円	21万円	11万円
1,050,001円 ～ 1,100,000円	26万円	18万円	9万円
1,100,001円 ～ 1,150,000円	21万円	14万円	7万円
1,150,001円 ～ 1,200,000円	16万円	11万円	6万円
1,200,001円 ～ 1,250,000円	11万円	8万円	4万円
1,250,001円 ～ 1,300,000円	6万円	4万円	2万円
1,300,001円 ～ 1,330,000円	3万円	2万円	1万円

### ○扶養控除

扶養している親族	控除の名称	控除額
19歳以上23歳未満(平成14年1月2日から平成18年1月1日までの生まれ)	特定扶養	45万円
70歳以上 (昭和30年1月1日以前の生まれ)	老人扶養	38万円
老人扶養のうち同居するあなたかあなたの配偶者の直系尊属(父母や祖父母、曾祖父母)	同居老親等	45万円
その他 16歳以上 (平成21年1月1日以前に生まれたもの) ※19歳以上23歳未満の扶養親族については特定扶養控除の該当になります。	一般扶養	33万円

※16歳未満の扶養親族は、扶養控除の適用はありませんが、市県民税の非課税判定に影響する場合があります。名前等は記入してください。

### ○基礎控除

・合計所得に応じて次のとおりとなります

合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

### ○医療費控除

控除額 ※限度額200万円	
支払った医療費の額	— 保険金などで補填される金額 — 10万円と「総所得金額等の5%」のいずれか少ない方の金額

山陽小野田市 税務課 市民税係  
〒756-8601  
山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号  
TEL(0836)82-1125(直通)